

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 令和元年5月16日（木）午後2時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 相澤 哲（前橋地方裁判所長）

司会者 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 水上 周（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 田中幸佑（前橋地方検察庁検事）

弁護士 鈴木克昌（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代男性（以下「7番」と略記）

司会者

本日は、裁判員経験者の特別意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。本日の進行を務めます前橋地方裁判所刑事第2部の部総括判事の國井と申します。どうぞよろしく願いいたします。初めに、主催者である前橋地方裁判所長の相澤より御挨拶申し上げます。

主催者

前橋地裁所長の相澤でございます。本日は、裁判員を務められました皆様方、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様方には、平成29年12月から平成30年11月までの間に実施されました当庁での裁判員

裁判におきまして、それぞれ裁判員として御関与いただきました。その節は、大変ありがとうございました。ところで、御承知のとおり、平成21年にスタートしたこの裁判員制度でございますけれども、今年21日をもって施行10周年を迎えることとなります。この間、皆様方の幅広い御協力に支えられ、おおむね順調に運用されてきたとあってよろしいかと思いますが、その趣旨にかなった運用を実現し、さらに継続していくためには我々法曹三者におきましても日々改善の努力を怠ってはならないものと考えております。そのためにも、本日は、皆様方に裁判員として関わられた立場からの忌憚のない御意見をお伺いし、是非今後の審理等に役立てたいと思っておりますので、遠慮されることなく、自由に御発言をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

続いて、本日の参加者を御紹介させていただきます。まず、法曹関係者から一言ずつお願いいたします。

裁判官

刑事第1部で部総括判事をしております水上と申します。今日は、実際に裁判員として経験をされた方の率直な御意見を伺って、今後の運用改善の参考とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

検察官

前橋地方検察庁検事の田中と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士

群馬弁護士会に所属しております弁護士の鈴木克昌です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、意見交換に移りたいと思っております。今回は、例年よりも時間を拡張して、また7名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。本日御参加いただきまし

た裁判員経験者の方々につきましては、1番の方から順番に、私から事件の概要を御紹介させていただき、引き続き裁判員として参加した全般的な感想をお話しいただきたいと思っております。まず、1番さんの事件は、被告人が交際相手の男性を死亡するに至るかもしれないことを認識しながら、あえてその腹部を1回包丁で刺し、全治約1か月間を要する傷害を負わせたが、殺害するに至らなかったという事案です。男女関係のもつれが原因で、殺意の有無が争点となりました。3日間にわたって公判審理が行われ、被害者や医師の証人尋問も実施しました。検察官が懲役8年を求刑し、弁護人は執行猶予の判決を求めましたが、裁判所は未必的殺意を認定し、懲役4年の判決を言い渡しました。それでは、1番さんから裁判員に参加された全般的な感想をお願いいたします。

1番

実は平成28年の同じ月に私の妻が裁判員に選ばれました。家族の中で2年間にわたって裁判員を務めさせていただき、大変貴重な体験を夫婦でさせていただきました。残念だったのは、私の身近にいる人たちに、こういう経験をしたと言っても、「えっ、それ何なの。えっ、裁判員って何。」というふうな方が大半でした。どちらかというと、弁護士さんや司法書士の先生、会計事務所の先生などにお話をすると、身を乗り出してきて、「どういうふうなことをやっているんですか。」という質問をされて、他の大半の方は全く興味を示してくれなかったというのが実情でした。先ほど申し上げたとおり、妻が裁判員を経験していきまして、詳細に聞いていたつもりはないのですが、大体の流れというのは承知しておりました。けれども、改めて自分で体験すると、このような形で裁判が決定していくという一つの流れは、経験して初めてわかりました。それと、内容はともかく、量刑を決めるのにポストイットを使用するという手法を使っていて、「えっ、これがこういうふうな形で活用されるのか。」とか、実は当時は聞かなかったのですが、裁判員制度が導入される前は、どのような形でその決定をしていたのかということに非常に興味を持ちました。あいにく興味を持っただけで、自分で調べることなく現在に至っているのが現状です。年に数回

前橋に来る用事があって、前橋に来たときには、私が関わったこの方はどうしているのだろうかという思い、それは、被告人のみならず、家族も含めてこの裁判に関わった人たちはどうされているのだろうかという思いが、毎回来るたびに頭に浮かびます。判決が出て、もう既に1年以上経過している中で、是非、御本人には、刑が終了した後、社会復帰をされて、善良な市民の一員となることを願っているという心境です。

司会者

続いて、2番さんの事件は、被害者と2人で住んでいた被告人が、酒に酔って被害者の浮気を疑って暴行を加え、被害者に頭蓋内損傷の傷害を負わせて、被害者を死亡させたという事案です。被告人の暴行の態様、それから被告人の暴行と死亡との間の因果関係の2点が争点となりました。4日間にわたって公判審理が行われ、医師2名の証人尋問も実施しました。検察官が懲役8年を求刑し、弁護人は暴行罪のみの成立を主張して執行猶予を求めましたが、裁判所は傷害致死罪を認定し、懲役6年の判決を言い渡しました。それでは、2番さんから裁判員として参加された全般的な感想をお願いいたします。

2番

私が参加したときは、女性もいらっちゃって、女性の意見をたくさん聞き入れていただいたので、安心しながら発言できたかなと思います。参加をした後に同窓会がありました。きっと私の周りにはほとんど裁判員になった方はいません。「やったの。」「えっ、自分にも来るの。」というのがたくさん意見としてありまして、「来るよ。やったほうがいいよ。」ということをお伝えしてはおります。選任されると、すぐにいろんなことが始まってしまって、覚悟も考えも及ばないうちに、もう始まっていましたので、何か無我夢中で7日間が終わったなという思いでした。その後いろいろ考えましたが、裁判に傍聴に来るといようなことにはちょっとまだ至らないかなと思います。

司会者

ぜひ傍聴に来ていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。次に、3番さんの事件は夫婦である被告人兩名が知的障害で障害者施設に入所していた奥さんのお姉さんを引き取りましたが、生存に必要な保護を行わず、低体温症により死亡させたという保護責任者遺棄致死の事案です。被告人兩名の刑の重さが争点になりましたが、3日間にわたって公判審理が行われ、障害者を持つ家族や福祉のあり方について考えさせられる事件でした。検察官は、被告人兩名に対し懲役7年を求刑し、弁護人は執行猶予を求めましたが、裁判所は被告人兩名に対し、懲役5年6か月の判決を言い渡しました。それでは、3番さんから、裁判員として参加された全般的な感想をお願いいたします。

3番

裁判員裁判を経験してのことですが、何より私自身が非常に学習をさせていただいて、成長させていただいた5日間だったなというふうに思っております。個人的なことですが、高校の教員をしまして、たまたまその事件のときは特別支援学校におりました。その中で、普段、障害のある生徒たちに関わっているところからの観点になりましたが、障害者に対する、これから先のインクルーシブだとか、そういうことを進めていかなければいけない。それから、若干関わるというふうなところで、自分たちの生徒の近くにも起きる可能性というのは非常に大きい。その上で、もしかしたらこういう事件を止められるちょっとした力にもなれるのかな。その自分の本来やっている職務の重要性というのを本当に認識させていただいたという記憶があります。また、生徒指導をずっとしてましたので、悪いことをした生徒には、特に当時冗談で言っていたのですが、生徒指導は、警察もやるし、検察もやる、裁判官もやるんですよというふうなことで、子供が失敗をしたときにきちんと直るように、また聞くときにも、その生徒の人権を無視するようなことのないようにとか、その先も、今までの生徒のやったこと、それに対する指導などが公平性があるかどうかとか、そんなことも考えながら、自分自身の業務に非常に役立ったという記憶があります。裁判官の方々は本当に大変だなという気もしました。我々は、教

える対象が一定ですので、教え方というのはありますが、選ばれる裁判員の方々と
いうのは本当に様々な方々でしょうから、対象が定まらない方々に一つのことを教
えるというのは非常に難しいと思います。その中でパワーポイント等を使って非常
にわかりやすく、丁寧に説明していただいて、これは教えることもプロとしてやっ
ていけるのではないのかなと、そんな記憶があります。わかりやすくやっていただ
きました。また、最後の評決の際には、それまでは大体裁判官の言われたことを、
「ああ、それでいいですね。」と言うぐらいだろうなと思っていたのですが、1票が
全く対等ということに驚きました。判決文には、あの長かった審理のことが全て要
約されて入っていたという驚きを持ったのを覚えています。その後も裁判官の方
に来ていただいて、うちの職員の研修をやっていただいたり、今、特別支援学校から高
校に戻って、たまたま政治経済を教えているので、この先、司法権とか裁判とか、本
当に権利を守るといふことはどういうことなのかということをお教えしていけるなと思
って、今楽しみにしているところです。自分のことばかりで大変申し訳ありません
が、成長させていただいた経験でした。

司会者

次に4番さんの事件は、中国人の被告人がインターネットアプリケーションソフト
を通じて知り合った19歳の中国人女性と強制的に性交したか、その際に、現金
を強取しようとしたかが問題となったという事案です。2人が性交したことにつ
いては争いがなく、その性交が暴行、脅迫を用いて行われたものか、性交後、被告人が
被害者に対して現金の支払いを要求したかの2点が争点となりました。4日間にわ
たって公判審理が行われ、女性の証言と被告人の供述の信用性が問題となり、防犯
カメラの映像なども調べましたが、裁判所は、性交は、暴行、脅迫を用いて行われた
ものであるとは認められず、また性交後、被告人が女性に対して要求行為をしたと
も認められず、無罪を言い渡しました。それでは、4番さんから裁判員として参加さ
れた全般的な感想をお願いいたします。

4番

私は、最初、妻に、裁判所から「裁判員の選任の何か手紙が来ているよ。」みたいなことを言われて、「ああ、大丈夫だよ。」なんて言っていて、それがどういうわけか裁判員に選任されてしまいました。それで私が担当させてもらった裁判なのですが、どういうわけか、被告人を一番初めに見たときに、「もう、ああ、重罪なんじゃないかな。」なんて思ってしまって、でも評議をしているうちに、だんだんそれが変わってきて、最終的には無罪になったという裁判の難しさを実感した裁判でした。あとは、自分も被害者にもなり得るし、被告人にもなり得るかもしれない。そういうことを思いました。

司会者

次に5番さんの事件は、被告人が自殺する目的で被告人のほかにも現に人が居住しているアパートに放火し、被告人方を全焼させましたが、その際、被告人は心神耗弱の状態にあったという事案です。犯罪の成立や被告人が当時心神耗弱状態であったことに争いはなく、量刑、特に実刑か執行猶予かが争点となった事案です。2日間にわたって公判審理が行われ、被告人の精神障害、それから犯行に至った経緯について鑑定を行った精神科医師が法廷で説明しました。裁判所は、懲役2年6か月の判決を言い渡しました。それでは、5番さんから裁判員に参加された全般的な感想をお願いいたします。

5番

全体的な感想として話させていただきます。まず、非常にありきたりですが、勉強になったということです。普通の一般人にとって裁判所というのはほとんど馴染みがないというか、裁判員などにならないければ一生経験がないところだと思います。ですから、私も最初に、確か最高裁判所からきた裁判員候補者の通知をいただいたときに、それでもうびっくりしてしまうし、通知をいただいて裁判所に入るだけで、どこに車を止めてよいかとか、その辺のレベルでした。実際、できればやってみたいと思っていて選ばれました。選任手続の日に裁判所に行って、当日、質問などがあって選ばれたのですが、裁判員として裁判をやった中で思ったのが、こういう裁判員

裁判という中で、それぞれの方に非常に気を遣っていただいているということです。それぞれ法律にほとんど関係のない素人、中にはそれなりに知識がある人もいますが、ほとんど素人に近い我々裁判員のために、裁判官の方、弁護士の方、検察官の方は、本当にわかりやすくかみ砕いたような説明、または資料を用意していただいて、それで説明していただいたことをすごくありがたく思った記憶があります。後でまた述べますが、評議の時もホワイトボードに箇条書きにして、「ああ、こんなに段階を追ってやるのだな。」っていうことが勉強になりました。よく絆とか勉強になるっていうのですが、相手のことを思おうと思っても、自分がその立場になってみないとわからないことって多いと思うのです。その立場になったとしても、人によって感じ方はそれぞれですし、非常に難しい面が人としてあるのではないかと思います。同じことを受けても受け取り方が違うことを感じたりして、様々な面を経験させていただいて、非常に勉強になったと思っております。

司会者

次に、6番さんの事件は、被告人が通行中の女性3人に対して行った強制わいせつ致傷1件と強制わいせつ2件の事案です。いずれも被害者の名前は秘匿されておりました。犯罪の成立について争いはなく、量刑、特に実刑か執行猶予かが争点となりました。2日間にわたって公判審理が行われ、裁判所は懲役3年、5年間の保護観察付執行猶予の判決を言い渡しました。それでは、6番さんから裁判員として参加された全般的な感想をお願いいたします。

6番

先ほど皆さんからも話が出ていましたが、最初、最高裁判所から家に手紙が届きまして、それまで裁判とか裁判所と全く関わりのない生活をしてきましたので、家族がとても驚きました。普段、職場に電話なんかかかってこないのですが、「裁判所から手紙が来ているけど、何かあったの。」というようなことを一番最初に妻から言われたのをよく覚えています。そうは言っても、なかなか裁判所に呼ばれる確率は低いというのをインターネット等で調べてみましたので、あまり深くは考えていま

せんでした。それから半年ぐらいたって、候補者に選ばれたので、来てくださいというお手紙が入った封筒を裁判所からいただいたのですが、その中のいろんな通知等は、書いてあることも非常にわかりやすく、その段階で少しハードルが下がったのかなというような印象を持ちました。裁判所に来てみて、いい経験なのでやってみたいなって思う気持ちと、いやいや自分にはちょっと荷が重いのではないのかなという思いが半々で、やってみたいけれど、選ばれないほうがいいかなと思っていたのです。実際に選ばれ、裁判が進んでいく中で、やはりわかりやすい説明の仕方ですとか、そういったことを裁判所の方にもしていただいて、とても難しいことをやったなという印象は、終わった後にはありませんでした。けれども、何か大事なことをしているのだなというのを感じながら3日間過ごしたのを覚えています。帰った後も、被害者がいる事件で、被害者意識という言葉もよく聞きますが、被害者感情を考えるとこうだなって思うところと、被告人、加害者の気持ちも考えるとこうだなという両面から考えると、なかなか大変だったなというの覚えています。裁判が終わった後、周りの人に裁判員経験者はいませんでしたので、自分の経験等を話して、「やってよかったよ。」という話をするのですが、やはり皆さんの理解はとても低く、やりたくないというふうに思っている方がこんなにいるのだなというのを感じました。私は、やったらいいのになと思いますので、そういった観点から周りの人には話はしているのですが、新聞報道等でも辞退をされる人がたくさんいるというのを目にすると、もうちょっとこの制度のよい部分が広まってくるとよいのではと感じました。

司会者

次に、7番さんの事件は、仕事や家族関係でストレスをため込んだ被告人が思い悩んで自殺を考えたが、自殺できずに、当時の妻の殺害を思い立ち、殺意を持って妻の首にタオルを巻いて絞めたが、妻が気を失ったのを見て死亡したと誤認して、絞めるのを止めたことから、殺害の目的を遂げなかったという殺人未遂の事案です。被害者の名前などは秘匿されました。犯罪の成立に争いはなく、量刑、特に実刑か執

行猶予かが争点となりました。2日間にわたって公判審理が行われ、精神鑑定が実施された結果、精神疾患との診断がなされ、責任能力は争いになりませんでした。量刑上の評価が問題となりました。裁判所は、懲役2年6か月の判決を言い渡しました。それでは、7番さんから裁判員に参加された全般的な感想をお願いいたします。

7番

私は、以前にも裁判員候補者名簿に登録された旨の通知をいただいたことがあったのですが、そのときは裁判員に選ばれませんでした。今回もそうだろうとたかをくくっていたのですが、裁判員に選ばれ、正直驚いたというのが第一印象です。裁判員になって感じたことは、裁判員裁判の対象となるのは殺人事件など重大な犯罪に関する刑事訴訟事件ということで、これは大変だなという思いでした。実際に携わった裁判は、殺人未遂事件の自白事件でした。限られた期間で被告人について、量刑としてどのような刑にするのか裁判官と裁判員で決めるわけですので、責任が重い、きついなというのが実感でした。しかし、終わってみますと貴重な体験だったと思います。これが殺人事件だったらと思うとやはり複雑な気持ちもあります。それから、裁判員6名と補充裁判員2名の8名のうち、補充裁判員の1名の方が女性でしたが、残り7名の方が男性でした。裁判官の方も男性ということで、抽選とはいえ、もっとバランスを考えるべきではないかと思いました。また、13日の新聞に掲載されていたのですが、静岡地裁浜松支部で始まる裁判員裁判では、今月の14日の初公判から計26回開かれ、法医学者ら約30人の証人尋問、被告人質問などが行われ、結審が7月17日、判決は8月9日に予定されているということで、初公判から判決までの実審理期間が88日になるそうです。また、実審理期間が207日になった裁判員裁判もあるということです。仕事をしている人は、正直4日から5日でも連続だと厳しいかと思われそうです。長期間にわたる裁判では、仕事を辞めざるを得なかった人もいると聞いております。そのようなことから、長期間にわたる難しい裁判については裁判員制度で実施するのは現状ではなかなか厳しいのではないかと

なというのが感想です。

司会者

それでは、意見交換のテーマとして審理のほうに移りたいと思います。よりわかりやすい審理を行うためにはどうしたらよいかということについて皆さんの御意見を伺いたいと思っています。大きく3つに分けて考えたいと思いますが、ちょっと前の皆さんの審理のことを思い出していただいて、冒頭陳述と申しますが、証拠調べの初めの段階で検察官や弁護人が、今回の事件の争点はどこで、証拠調べのポイントはこれなんですということをそれぞれプレゼンのような形で説明したかと思います。その冒頭陳述によって、自分としてはその事件の争点とか証拠調べのポイントというのは理解できたか、あるいはもうちょっとこうしてもらえるとわかりやすかったのではないかというところがありましたら最初に御意見をいただきたいと思っています。一番最初の、これからこういうことを立証しますという検察官、弁護人が言う場面です。冒頭陳述の場面でお気づきの点がありましたら、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思っています。

6番

いろんな証拠をたくさん見せていただいて、図だったり、人がこういうふうに襲ったというか、やったのよというようなものを検察官の方が実際やって示していたものを見せていただいたりとか、防犯カメラの映像を見るにしても、事細かく、この位置からいついつ撮ったものだというような、とても丁寧な説明をしていただいた証拠だったので、理解することはよくできたなと思います。

司会者

例えば証人尋問に臨む前の段階で、この証人からはこの点を注意して聞かないといけないということが理解できて証人尋問とか、あるいは被告人質問に臨むことができたかということです。証拠書類、取調べ、証人尋問とか被告人質問をする前の段階で、自分たちとしてはこの証拠からはこういうことに注意して聞くのだなというのがわかった上で審理に臨むことができたかどうかというところがこの冒頭陳述

のポイントということになりますがいかがでしょうか。

7番

争点が整理されていてわかりやすかったなと思いました。

司会者

7番さんの事件だと、精神鑑定が実施され、精神科医のお医者さんがお話をされたかと思いますが、精神科医の方のお話を聞く前の段階で、この精神科医の方からどんなことを聞くのかなということは大体わかっていた感じですか。それとも、聞いてみて、後で整理してわかったという感じですか。

7番

実際、お医者さんのお話というのは専門的な内容ということがありますので、正直、時間の制約もあったのだと思うのですが、早口でちょっとわかりづらかったという印象は正直ありました。

司会者

では、法廷での証拠調べです。証拠書類を見たりとか写真を見たり、防犯カメラを映している事件もあったかと思いますが。あるいは証拠書類を検察官、弁護人が読み上げたということもあったかと思いますが。それから、証人尋問、被告人質問があったかと思いますが、裁判所としては、その証拠調べを、検察官や弁護人が証拠を説明するのを受け身で聞くという立場ですが、受け身で聞いてみて理解できたかどうか、あるいはもうちょっとこういうことを工夫していただけると理解しやすかったのではないかというところです。先ほど7番さんから早口でというところがありまして、よくある話で証人の話が早くてわからなかったということですが、どんな証拠でも構いませんので、証拠調べのときの感想を教えてください。

2番

私のときは、被害者の方がお亡くなりになっていたもので、御本人からの意見はなかったのですが、多分、当日出勤していたときの防犯カメラの映像で、そのときにこういうところに傷があったとかというのは多少わかったのですが、全て終わって帰

るときに、あそこにあった傷は前からあったのかもしれないし、後からできた、そのときにできたのかが、あのカメラがあったのなら、前の写真もあったら少し比較ができたのではないかと女性の他のメンバーとお話をしました。それは、可能かどうかは私たちにもわかりませんが、少し比較対象があったほうが、そこが事件にどれだけのものがあったのかというのがわかったのかなというようなこととお話しました。

司会者

被害者の生前のほうの防犯カメラの映像があって、そこだけ見ると、ちょっとその怪我がいつできたのかわからなかった。もっと以前のももあったならばよかったのというお話です。

3番

内容が障害者に関することでしたので、出てくる証拠など、ちょっと専門的なところもあり、法曹関係者の方も、知的障害について全般的にどこまでわかるのかなと思いました。例えば用語の使い方、検察の方からの障害者年金という、言い方がありました。正確には、障害年金か、基礎年金かと思うのですが、その辺の用語の使い方が気になりました。あと証人として施設の方がいらっしゃって、その方に対して、弁護人が質問した際に、大きな声を出したのがいじめであり、そのいじめが大変だったから、施設から出したとの話がありました。あれがいじめだったら、もう毎日のことが全部いじめになってしまうという、その辺の障害者の関わる場所の理解のなさによる質問があって、正直、証人の方は、あの質問は気の毒だなと思いました。特殊な事例でもあるので、どこまで調べていただけるのかもわかりませんが、そういう特殊な部分というのもある程度、例えば施設なりを見ていただいて弁護していただくとか、そういうほうがいいのかなど。ちょっと特殊な部分に関して、難しいのですが。それでも我々一般的な判断をするものだと思うので、たくさんの事件で大変でしょうけれど。もうちょっと理解が進むといいな。また、逆にそれを広めないといけないのだなとも思いました。

司会者

3番さんの事件で、施設職員の方2名を証人として呼び出したりして、障害のある方の保護のあり方とかについても検討することになったので、特にその障害者福祉の関係についてはいろいろな知識を問われたりする事件であったということですね。今回、お集まりいただいた皆様の事件を通覧すると、結構、専門家の証人が多かったです。精神科医の方もいらっしゃいましたし、法医学というか、解剖とかの関係、それから普通のお医者さんにも来ていただいたりしたということがあって、けがの程度について、たまたま精神科の医師の方も外科の方も法医学の方もいらっしゃったのですが、医師の証人尋問について何かお気づきの点というのはございましたでしょうか。

5番

私のときの裁判員の事件も精神障害の方の事件だったのですが、それ以前に、先ほど話しましたように証拠的にはわかりやすい資料や映像とか図があったり、また時系列的にいろいろ事件とか、その状況を追っていただいたので、すごくわかりやすかったのを覚えております。あと、証人尋問ですと、先ほど話しましたが、精神科医の先生に来ていただいて、資料をもとにして裁判員の方に配っていただいて、その上での証人尋問でしたから、すごくわかりやすくて、差し支えがなければ、本当はもらっていききたいぐらいの、「あっ、こういう対応を、今、世の中は行っているのだな。」というのを感じました。後になってしまうのですが、この事件は、群馬県での、精神的な障害の方にどういう対応しているかという状況の中の一つなのかなと思いました。あまりよくはないかもしれないのですが、その状況を知ってしまうと、何か裁判員としてもっと一般人としての感覚でやればいいのに、何か自分で重いのを背負込んでしまうような、この事件を肩に背負ってしまうというように記憶しています。ちょっと横道にそれましたが、わかりやすい資料と図や映像、時系列的な説明や資料、また専門家の方のかみ砕いていただいた資料に基づいた証人尋問で、私は先ほども言いましたように裁判員の資料、裁判員に対してわかりやすく審理を進めて

いただいたと思っております。

1 番

私の感想は、皆さんおっしゃっているように、非常に丁寧で、それから適切に、一つずつが時系列できっちりされているという印象は今でも思っていますが、ただあのときを振り返ると、やはり時間がもう少し、本当にこの時間でいいのかなと感じました。もう一つは、これは私の性格かもしれませんが、普段、自分が行っている手法からすると、例えば人と人とのもめ事とかあったときに、ここを落とすどころにして、こういうふうに収めてあげようと考えます。そこに至る手法を自分で駆使しながら、これでどうだろうかというような手法を自分では使っていることが、逆に今回経験させていただくと、それが今思い起こすと裏目に出て、どうしてもそういった結論ありきみたいなところに自分自身が持っていつている、非常に自分の悪さというのを見たような気がします。もう一つは裁判員の方も含めた、当時の裁判員の方だけが集まって何か話し合いをするような機会というのがあると、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、どうしても年齢的なもの、それから先ほど男女比のお話がありましたけれど、どうしてもやはり男性の意見が強く出てしまう場合があったような気がしないでもないのです。そうすると、やはりそうなのかというようなところになびいてしまうようなことがあったのではないかなと思います。ただ、結果的にそれが悪い影響を及ぼしたかという点、決してそんなことはないと思います。見直しという点、今後参考にするとすれば、そういうところなのかなということ、あともう一つは裁判員がもちろん自分の名前を出すことはできないし、それからプロフィールも、それから人となりもわからない中で、適切な意見交換が果たしてできるのかというのはちょっと疑問だったという印象は残っています。

司会者

証人尋問といっても、最近、大きく2つパターンが分かれています。1つは、例えば検察官請求の場合は証人を請求した検察官が先に尋問して、主尋問というのですが、次に弁護人が反対尋問して、もう一回検察官がちょっと尋問をして、最後に裁

判所が補充尋問するというパターンです。このようなオーソドックスな証人尋問のパターンが1つあります。こういう証人尋問を経験された方もいらっしゃると思います。最近多いのは、プレゼン方式と言っているのですが、専門家証人の場合には、例えば医師の方とかに最初にプレゼンしていただいて、それについて検察官と弁護人が補足的に質問して、裁判所が質問するというプレゼン方式の尋問があります。先ほど5番さんはプレゼン方式だったと思いますが、プレゼン方式の尋問を経験された方で、そのプレゼンがわかりやすかったかどうか、あるいは自分たちでそのプレゼン方式をした証人について補充的に質問することができたかどうかというところですが、まずプレゼン方式の証人尋問のことについてお伺いしたいと思うのですが、2番さんの事件は両方でしたか。

2番

まず、頭蓋内損傷の状態がこういうものですよというようなことを聞いてから、先生がお二人でお出でになって、やはり同じような意見でまとまっていて、それに対してここがこういうふうに内出血をしているとか詳しい説明がありましたので、まず頭を打っていないなければならないというようなこともちゃんとお伺いしました。普通にはならない、では強い力が加わっていないければ、こういうふうにならないというような、きちんと一貫した意見をいただいていたので、とてもわかりやすかったです。本当に脳の仕組みから説明していただいたので、ここにこういうものが加わっていますというのも、その写真をまたさらに画像で見て、わかりますということになりました。あと先生も「ここはどういうふうになったのかわかりません。」と割と率直におっしゃったので、先生にもわからないんだなというふうなことを知り、本人もお出でにならない、判決まで大分、時間のたったところで先生が思い出しながらだったので、こういうことで進んでいくのだなという本当にわかりやすく説明していただきました。わからないことはわからないっておっしゃっていたものを確認して、では違う方法から聞きましょうというようなことで進んでいったのかなと思います。

7番

やはりプレゼンのほうが、ただお話を聞くよりもわかりやすいのではないかなというのを正直思います。

司会者

専門家証人の方にはなるべくわかりやすく、専門外の者にわかりやすく証言していただくということで御苦勞いただいているということです。もう一つの証人尋問の方式、実はこちらが伝統的な方式ですが、検察官あるいは弁護士、証人を請求したほうが先に聞いて、それを反対尋問して、最後に裁判所が補充尋問で聞くというパターンですが、3番さんの事件だと証人2人が来ているわけですが、証人尋問で何か印象に残っていることはありますか。先ほど、用語の問題とか、反対尋問のあり方についての御意見がありましたがいかがでしょうか。

3番

やはり施設の方でのことで、最後、本当に涙ぐまれていたのは、面倒見ていた方が亡くなったというのもあったと思うのですが、ちょっとその弁護士の方の聞き方が、はっきり言って無知だと言ったら失礼ですが、あまりにも理解のない質問で、これは証人に対して非常に失礼だなというのをちょっと横で聞いていて感じました。

司会者

4番さんの事件も証人尋問が結構メインだったのですが、証人尋問で何か印象に残っていることはありますか。要は、聞いてわかりやすかったかどうかというレベルの話ですが。

4番

自分が参加させていただいた事件は、被告人も被害者も両方とも中国人の方だったので、その周りを取り巻く人たちも何かたくさん中国人の方がいて、難しいなと思いました。向こうの人の考えがちょっと違う。日本人とは何かわずかにずれがあるのではないかというのを感じました。

司会者

証人尋問に関して、何か思い出されたとか、お気づきの点がありましたら伺いたいと思います。では、ちょっと広げて、被告人質問とか、証拠書類とか証拠物の取調べに関してお気づきの点などありますでしょうか。

7番

私の経験した裁判は、被害者が参加されたわけですが、やはり被害者の心情を思うと、判断に非常に影響を受けたというのは正直ありました。

司会者

次に論告弁論の話に移りたいと思います。論告、つまり証拠調べが終わった後で検察官が有罪、無罪とか刑を決めるに当たっての事情を意見として述べるという手続が最後のほうにあります。それから弁護人もその論告を受けて、弁護人として被告人に有利な方向で、有罪か無罪か、あるいは刑を決めるに当たって必要な事情について説明する。これも、ある種のプレゼンみたいところで、検察官、弁護人、それぞれ論告弁論をさせていただいていますが、論告弁論が説得的だったかどうかとか、わかりやすかったかどうかという点をちょっと思い出していただいて、御意見があれば自由に伺いたいと思います。皆さん、ばらばらの事件を担当されていますので、御自身の事件のときの感想で結構です。先ほど3番さんから、論告とか弁論の言葉遣いが気になったということですがいかがでしょうか。

3番

弁論のところでは、最終的には裁判官、裁判員の中では、多分その被告人の能力の問題というところにみんなの認識はちゃんとそこにあったのですが、その能力の問題ゆえ、結果的にこういうふうな犯行になってしまったのだというような弁護の仕方を、私は個人的には、そうすればいいのにな、なんて思っていました。ただ、裁判官の方も裁判員の方々も聞いていく中で、被告人の側の能力の問題というところには至っていたなという、気持ちはみんな一緒になっていたなという記憶があります。

司会者

公判審理、つまり法廷で行われたことで何かお気づきの点とかございましたら教

えていただきたいと思います。法廷で、皆さん法壇の上から審理を見ておりましたが、そこでお気づきの点とか、公判審理一般ということでお伺いしたいと思います。

7番

先ほどの被害者の参加という関係ですが、傍聴人には見えないような考慮がされているという形がとられていて、そういうことを考慮していただいているのだなと思いました。

司会者

傍聴人との関係で遮蔽板があったということですね。

では、ここで検察官と弁護人の御意見を伺いたいと思います。

検察官

経験者の方の御意見の中に証拠の説明、ビデオの示し方がわかりやすかったですとか、時系列が最初に示されていてわかりやすかったですとか、争点が最初に明示されたのでわかりやすかった、というような御意見をいただいたものもありまして、どなたかおっしゃっていましたが、実際、本当に争いのない事件であれば、1日で証拠調べまで全部終わるというケースも多い中で、1日でその事件の内容とか争点とかをわかっていただくために、検察庁としても証拠調べをわかりやすいものにするために、例えば図面を作ったりですとか、一覧性のあるものにして、それをお手元に置いてご覧いただけるようにしたりとか、そういった工夫はいろいろしているつもりではあります。ただ、やはり複雑な事件であれば、どうしても専門的な部分が出てきてしまったり、難しい部分もあるのですが、今日いただいた御意見をもとに、さらにこれからもわかりやすい審理に資する証拠調べができるようにこちらとしても努力を続けていきたいと思っております。

弁護士

今お話を聞いていて、弁護士についてはちょっと筋と違う主張というか、尋問をされているケース、3番さんのケースなどの御指摘をいただきまして、弁護人の弁護活動については常々あまり評判がよくなくて、どうも何を言っているのかわから

ないとか、ちょっと弱いものがあるというような感想をお聞きすることも時々あります。私たちはどうしても被告人本人の主張から離れるわけにいかないものですから、そこでどうしてもその言い分が多少ちょっと無理な言い訳かなと思っても、それを弁護人が率先して正すわけにはいかないのです。実は、打合せなどでは相当やっているのですが、公判廷でそれを出すわけにいかないということがありまして、多少歯切れが悪いことはよくあります。そういうのは仕方ないのですが、そうでなくて、実際弁護人が一生懸命やっているはずなのに、何を言っているのだからよくわからないとか、どうも心に響かないとか、そういう感想はこれまでの意見交換会でお聞きしていても時折出るものですから、そういう点ではまだまだ未熟なのかなというふうにちょっと危惧しております。弁護士会では、そこは研修などをして何とかわかりやすいということに訴えかけをしているつもりではありますが、なかなか不足しているなというふうに改めて思いました。それから、もう一つ、4番さんの事件は私が弁護人で担当させていただいておりました。被告人も被害者も証人も、出てくる人が皆中国人で要通訳事件でしたので、聞いているだけで大変疲れるという事件だったとは思いますが。裁判所の御努力で大変優秀な通訳の方についていただいて、聞いていてもそういうふうに思いましたけれども、それでもやはりなかなか間接的な感じがちょっとしました。もし4番さんおわかりになったら、その通訳を通じての証人尋問というのがどうだったのか、わかったのか、それともやはりかなり理解しにくかったのかという、この辺がわかったら後で教えていただけたらと思います。

裁判官

審理日程の組み方について、例えば休憩時間のとり方であったりとか、あるいは証拠調べが続いていて、自分で振り返って静かに考える時間が、もう少しまとまった時間が欲しかったとか、そういう何か御感想があったらお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

司会者

鈴木弁護士から御質問があった通訳事件の証人尋問について理解しやすかったかどうかとかというところを含めてのお話を伺いたと思います。通訳事件は、今回の中では4番さんの事件が通訳事件でしたので、通訳事件についての感想をお願いいたします。

4番

実際聞いていて、やはり中国語から日本語に訳してはいただいているのですが、言い回しでわからない部分もありました。ほんの二、三パーセントぐらいですか、自分はそう感じました。通訳ってやはり凄いなと思いました。

司会者

それから、水上部総括判事から審理の組み立てについて質問がありましたが、具体的にはどんな点ですか。

裁判官

時々御感想として聞くのは、結構審理日程というのはぎちぎちに組まれていて、証拠調べがずっと続くということで、自分自身で振り返って、証拠をもう一度考えてみたりとか、あるいは他の方と意見交換をしたりという時間がとれず、実際にその日が終わると資料は持って帰るなどと言われて、すぐ帰されてしまうということがあって、ばたばたとやっている間に全部証拠調べが終わってしまったというような意見を聞くこともあるので、そこら辺、皆さん実際に経験されて、どんな感想を持たれたのかなというところをお伺いしたいと思います。

1番

私は、総じてもう少し何か、一つ一つに時間がいただけるとよかったのではないかなと思いました。では、そこはどこのポイントの部分がどうなのかというと、所詮素人ですとか、先ほど水上部総括判事もおっしゃったように、当日行って、今日はこういう予定で、これとこれとこれですよってと言われて、それで終わると、資料をすべて置いていってくださいというと、私の性格かもしれないのですが、振り返ることがその日はもうできないんです。それで、できなくて、それでまた翌日ということで

果たして自分が適切な判断ができるのかなというのがちょっと疑問に思いました。先ほどちょっと申し上げましたが、裁判員の方との、何かもう少しフリーな時間、意見交換をする時間というのがあると、私は適切な判断をしたと確信していますが、もう少し何か別な角度から意見が出たりというようなことができたのではないかなと思いました。

2番

私のときは、ちょっと日数がほかの事件のときよりも長く、証人の方もたくさんお出でになって、お話をする時間はあったかなと思います。ただ、やはり家に帰って、あれ聞きたいなと思ったときに、それがそこに載っていたかどうかがわからなかったの、次の機会に行ったとき、お伺いしたいと思ったことを忘れてしまうもので、それはとても残念でした。メモにしてもいいのかどうかもわからないので、遠慮して行くとすっかり忘れていましたので、それは残念だったなと思いました。

3番

今の方の関連ですけど、やっていく中で、だんだん慣れていく中で、まずは休廷は休憩じゃないんだなというのがわかって、休廷、てっきり一休みして、そこでという気持ちだったのですが、すぐにもう隣の部屋で合議だったりとかというので、あの時間はちょっと忙しいなと感じました。メモですが、あらかじめ全体の流れの中で開廷しているときの証人だとか、そういう出てきた話をちょっとメモできるスペースだとか、例えば表のようになっていて、裁判員、裁判官で合議するときにお互いこういう意見を言ってみたいとか、あとは被告人に対してはこういう質問をしてみたい、みたいな大体3つぐらいに分かれているような開廷中に書けるスペースだったり、合議のときに書けるスペースだったり、自分の考え方だったりとか、ちょっとそんなメモみたいなものがあつたら、自分の中でもまとまって、またその場で、今の方ではないですが、適切な意見がぱっとまた言えたかなというのにはちょっと感じました。

4番

僕も皆さんと同じで、後になって、「あっ、あれを聞いておきたかったかな。」みたいなのが、どういうわけか後になると本当に出てくるのです。それが聞けると、もう少し何か核心に迫れたのではないかなと思います。

5番

私の場合は、ちょうど3日でしたが、有罪、無罪とかの争点ではなくて、執行猶予になるか実刑になるかとか、その量刑の段階だったので、3日間で心身とも負担とか、自分で考えるとちょうどよかったかなと思います。4日いただければありがたいのですが、ただいろんな仕事とかの面もあるので、3日間で私はちょうどよかったと思っています。ただ、ほかの人からお話があったように、初めての裁判員裁判なので、あの時ちょっとこういうことを聞いておけばよかったかな、なんていうのは二、三浮かんだことも事実です。

6番

私も自白事件で、量刑をどうするかが争点となった裁判だったので、3日間の審理で、初日に証拠調べから何から全部、被告人質問までみっちり入っていたので、初日はすごくばたばたと過ごしたなという感じはしました。適宜、間に休憩などを挟んでいただいたり、その休憩の間も、今の話はこうでしたねみたいな裁判官の方が補足をしてくれたりしたので、そんなに難しいなという感じはしなくて、休憩を入れていただいてよかったなと思います。やはり3日間で済んでよかったなと思いますし、皆さんみたいに5日、6日となると仕事などにも影響が出てくるので、詰められる部分は1日に詰めていただいていた方がいいのかなという感想を持ちました。

7番

私の場合も量刑が問題となった裁判だったのですが、精神疾患をどう考えるかという問題、やはり難しい話があって、正直、家に帰ると疲れるなと感じました。裁判に携わる方というのは、毎日これをやっているのかと思うと、本当に大変なお仕事だなってつくづく思いました。4日間だったのですが、これ以上になると、正直なかなか、幾らやっても教えられることばかりということがありますが、適切な日数

だったのかなと思います。また、なかなか意見をすることができないというのがありますが、グループ討議をやるとか、いろんな形で意見を出しやすい雰囲気を作っていたというのありがたいなと思いました。

司会者

今、お話にもありましたが、参加しやすくするためには短い期日の方がよく、他方じっくり判断するにはもうちょっと時間が必要というところで、これは裁判官、検察官、弁護人が相談しながら計画を立てていなければいけないことだと思います。

次は、裁判員と裁判官の実質的な協働である評議について伺います。法律の説明や裁判の説明は、裁判官がしなければいけないということになっておりますので、裁判官による裁判や法律の説明がわかりやすかったかどうか、あるいはこういうふうに工夫するともっとわかりやすいのではないかというところがあれば、教えてくださいと思います。

7番

裁判の流れとか、裁判員の役割等を裁判官の方からわかりやすく説明していただけたのではないかなと思っています。また、先ほどもお話ししましたが、緊張の連続の中で、発言しやすい雰囲気づくりをしていただけてありがたいと思いました。

3番

先ほどから申しておりますが、非常にわかりやすく、代わって授業をしていただきたいと思いました。また、私も普段教えている自分自身が目からうろここと感じることまでありましたので、裁判官の方々の努力に敬意を表します。

6番

評議でみんなで話し合いをするときに、何について意見を出し合うかというところを常に明確にさせていただいて、それについてみんなが意見を出して表にまとめていくという手順をとっていただいたので、あまりずれた意見が出されずに、1つのテーマに沿って、一つ一つ話し合いを進めていけたのがよかったと思いました。

1番

すばらしかったと思いました。私自身は、専門的な用語を事前に、この用語はこういう意味ですよというのを御説明いただくとありがたかったかなと思いました。また、裁判員として任命され、いつ幾日、何時に来てくださいと言われた際に、こういう流れでやりますよという御説明をいただくと、もっと入りやすかったかなと思いました。

司会者

何か専門用語で最初に戸惑われた言葉ってありますか。今となっては、もう定着しているかもしれませんが、いかがでしょうか。

4番

「推認」です。

司会者

なるほど。「推認」という言葉ですね。今4番さんから、確かに推認という言葉も裁判官含めてよく使ってしまう言葉ではありますが、一般の方は普段使われない言葉です。

先ほど評議における裁判官の説明について伺いましたが、評議で御自身の意見が言えたか、十分議論できたかとか、あるいは意見をみんなが言うためにはどうしたらいいかという点からもあわせてお伺いしたいと思います。

2番

自分で裁判のときに聞いたかったことを、他の方が必ず聞いていて、フォローしてくれるというのはとてもありがたかったです。証拠の写真をひっくり返すのが大変になることが多かったので、もう少し整理されていたり、わかりやすく何番というところにこの実物の写真があれば、助かったなと思います。

司会者

評議の中で写真が問題になったときに、結局写真って1つしかないのだから、みんなで回し読みしたりしなければいけないということです。本来やっぱり法廷できちんと見ていなきゃいけないのですが、評議のところで写真が結構苦労するところでは

ね。

3番

私の事件のときには5日間で、最終的に本当にチームになったなという印象があります。私は、どうしても教員の目線で被告人の夫婦の残された子供を見て、母親の意見であったり、介護をする女性の意見であったりとか、本当にその個々の方について考えました。5日間のうちにだんだん、裁判員同士もお互いのキャラクターがわかってきました。最初自己紹介みたいなものではありませんでしたが、裁判官の方々がそれぞれのキャラクターを引き出してくれる合議の方法をとってくれました。それぞれのキャラクターが生きるようにもうちょっと早くお互いを知りたかったと感じました。

5番

先ほど話しましたように3日間の審理で最初はぎこちない状態でした。私の中には自己紹介があり、この人はこんな感じかななんていう、おぼろげながら覚えたのを記憶しています。2日目はそれなりに話すようになってきて、1日目、2日目通してだんだん慣れてくるという状況でした。鈴木部総括判事のキャラクターで場を和ましていただき、1番から聞いたり、逆に6番から話を聞いたりとか、あと2日目で慣れてくると、ぼって何々さんどうですかねなんていう振り方があったので、すごく意見が言いやすかったと思いました。

6番

先ほど5番の方も言ったように、私も最初自己紹介をみんなでしまして、どこに住んでいるのとか、どんなことを趣味にしているのみたいなのを一番最初に話し合ったのを覚えています。やっぱり3日間の中で、裁判長を中心とした何かチームみたいな形で結束していったというようなイメージもあります。結構休憩時間とか評議の合間のところでいろんな雑談をしていただいたり、裁判の裏話もいろいろしていただいて、非常に距離感が近くなったなという感じがしました。評議についても、細かいところではそれぞれ違う意見が出たりしましたが、気づくと1つの意見にみ

んなの意見が集約していったという感じがして、そういうところは裁判官のまとめ方がうまかったんだなと感じました。

7番

評議については、皆さんいろんな意見をお持ちだと感じました。こういう視点もあるのかな、ああいう視点もあるのかなというように聞くことによって自分でも整理できるところもありますし、裁判官の方が適切にその間で意見が言いやすいように誘導していただくということもありましたので、非常に勉強になったと思っております。

司会者

これまで皆さんに、経験していただいた裁判員裁判を振り返ってきましたが、次は、テーマを変えて、より多くの国民の方に裁判員裁判に参加していただくためにはどうしたらいいのかというところについて、皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

7番

男女ともに今お勤めの方が非常に多いですが、本人が参加する意思がありましても、勤め先の会社、上司、同僚の理解が得られないと参加が非常に厳しいのかなと思います。きょうはマスコミの方がいらっしゃいますが、もっと裁判員制度をPRする必要があります。特に学校に働きかけて、子供のときから裁判員制度について関心を持ってもらうということが必要であると思います。裁判所の視察、見学ができるというお話を鈴木部総括裁判官からお聞きしまして、今年は仕事の団体の視察研修として、是非前橋地裁の訪問を計画させていただきたいと考えております。裁判員制度については、話を聞くことによって制度の認識を深めてもらうよい機会になると思っております。また、裁判員裁判のことは守秘義務がありますが、最初、全て内緒にしておかなければならないのかなと思っておりました。裁判の公正や信頼性を確保し、評議で自由な意見を言えるために守秘義務は課せられているわけですが、話していけないことは限られているというお話を聞いていてわかりました。

裁判員経験者に身近な人，職場の人たちに経験を話してもらうようなことを勧めてもらおうと，もっと裁判員制度が身近な存在になるのではないかなということで，リーフレットをいただきました。

司会者

今お持ちのリーフレットというのは，裁判員の方について，皆さんの御意見，経験についてはどんどん伝えていただきたいというリーフレットですね。

6番

やっぱり知られていないなというのが正直最初の感想でした。自分は，とてもいい経験，おもしろい経験ができて，話のネタとしていろんなところで周りの人には話をしていますが，裁判の流れとか裁判員の役割とかやることを本当に知られていないというのを感じました。どうやったら広まるかというのはなかなか難しい問題だとは思いますが，具体的にこういうことをやるというのを知ってもらえれば，辞退する人も少し減ってくると思います。辞退する人は，恐らく想像がつかなくて，えらいことやらされるのではないかというイメージで辞退をされてしまうのかなと思いますので，具体的な中身をもうちよっと浸透していけると，また違うのかなと思います。あと，潜在的にやってみたいって思う人もいるのかと思いますので，やりたいニーズとうまくマッチングするといいのかなという感じもします。

5番

まず，今まで話があった広報が基本になるかと思います。裁判員制度というのは，実際行われていて，こういうことだよと伝えるためにはいろいろな広報の仕方があると思います。

今回の経験者の意見交換会の話を受けまして，やはりニュースや新聞を気をつけて見るようになりました。その上で思ったことが幾つかありまして，その中で自分でまとめて4つ考えてみました。まず，心理的な負担をどう解消するか。辞退率の上昇とか，出席率の低下が問題になっており，それに対する解決策の1つ目が心理的な負担の解消です。2つ目が仕事上の負担の解消です。その1と2を踏まえた上で，

どういふ改善が考えられるかというのが3つ目です。4つ目として、何かお願いすることを考えてみました。まず、最初の心理的な負担ですが、裁判員裁判の対象事件は、殺人事件などの重い事件です。私の事件のときは精神的な患者さんが絡んだ事件でしたので、証人の先生の論文を読んだりして、本当にこういうことが実際に社会に起こっていて、私が担当した裁判員裁判の事件というのは、本当にその社会的状況の中での氷山の一角の事件であると思い、すごく心理的な負担を感じてしまいました。3日の審理でしたが、はっきり言って2日目の夜は、その先生の論文を読みながら、初めての裁判員として、私が評決で判断することによって、被告人が例えば有罪にしろ、執行猶予にしろ、どうなるかということを考えてすごく重い気持ちになりました。実際自分の経験でもそうでしたが、新聞やいろんな記事を読んでいると、そういうことが一つの裁判員の方の重荷になっているということなので、心理的な負担をどう解消するかということを考えてみました。まず、そのときに一つ考えたのが、6人の裁判員と3人の裁判官が3日間でいろいろ話合いをして、ホワイトボードに書いて順々にやって、意見を出し、その上で最後の3日目になって、その評決の中で多数決で決めることとなります。そこですごくありがたいなと思ったのが、裁判員だけの過半数の意見では判決できないということです。絶対に裁判官の方が1人は入っていなければいけないという制度が心理的な負担をすごく解消していただきました。あと、これはあくまでももう一つ心理的負担を少なくするという意味でお話ししたいのですが、第一審なので、もし何かあれば控訴、上告があって、高等裁判所、最終的には、最高裁で、専門家の人が改めて私たちの第一審の判決をもとにしてちゃんと精査してくれると考えたときに、当時は大変でしたが、裁判員裁判が終わって何か月か経って、改めて思い出したときに、あまり気にすることはなく、いい意味で、気楽に考えていいと思いました。あと、2番目として、仕事上の負担ですが、それぞれいろいろな人がいると思います。仕事が終わってある程度の年齢の方とか、私のように50代で仕事がちょうど忙しい時期の方もいると思います。私が担当した裁判は、5月の後半でしたが、私の仕事の場合、3月と4月は絶対受けられ

ませんでした。ですから、時期をどうするかというのが大事かなと思います。初めに、最高裁から通知が来て、どこどの時期は都合が悪いというアンケートがあったと思いますので、それを最大限生かした上で、呼んでいただければ大丈夫かなと思います。

あとは、期間の問題で、私の場合、3日でしたが、個人的には4日、5日が本当に限界です、4日もきついんですけど。そのときに、4日間全てオーケーではない場合もあると思います。ただ、1日だけ都合が悪い場合に、補充裁判員の方に本当に助けをいただく、そういうことも非常に大事かなと思いました。この意見交換会で前橋地裁に来ましたが、はっきり言って裁判員裁判で来たときよりも気が楽でした、もう慣れているからだと思います。この裁判員裁判の経験を生かす制度がないのかと思います。この裁判員裁判の経験者を今流行りの再任用のような制度でやってもらうことができないかと思いました。裁判員経験者の登録制度みたいのをつくって、その中で一般の抽せんの倍率と登録者の抽せんの倍率を同じにして、1人か2人を選ぶというのもあってもいいのかなと思いました。私がいろいろな記事を読んで心配していることがあります。裁判員制度の見直しというのがあり、例えば評議でどのような意見が出たかを発言者が特定されないような形で明らかにするというのも必要という記事がありましたが、私は個人的には反対です。殺人事件や、そういう凶悪事件を開かれた法廷でやっているの、顔だって見る気なら見られるし、どういう人が参加したかもわかるので、発言者が特定されないということで内容を知らせるとするのはちょっと反対です。先ほど心理的な負担や仕事上の負担、またいろいろ制度とかで自分で考えたこととお話しさせていただきましたが、その上で大事なものは、こういう凶悪事件に関わるので、裁判員の身の危険が1パーセントでも冒されるような状況ではいけないと思いました。そういう中でお願いですが、公共の福祉的な安全を確保していただけたらと思いました。まとめますと、まず広報、心理的な負担の回避、仕事上の負担の回避、3つ目に登録制度の改善ができないかということと、最後に裁判員経験者としてのお願いについて、お話しさせていただきました。

4番

あまりにも皆さんの何か意見がすごすぎて、自分は何を言っているかわかりませんが、僕は、少しは心理的負担はあってもいいかなと思います。というのは、裁判員はお金をもらっています。みんなそうだと思いますが、仕事をしていて、どんな仕事にも心理的負担があると思います。それで、最終的には自分で裁判員になることにオーケーを出して、日当をいただいているのです。だから、自分はその流れとして今日も参加させていただいたつもりですが、裁判員へ参加していただくための方策、自分はたくさんの人に裁判を見ていただいたらいいと思います。

3番

やってみなければわからないです。やってみてよかったなというのが非常にあります。もちろん扱う内容が内容ですから、それに対する拒否感というのは当然あると思いますが、スタートした段階では基本的には断れないというところからスタートしていて、そうでなければ、断られてばかりで我々の意見が反映されないということになるので、若干断れないという部分はありなのかなと思います。だけど、何で断れないのかといたら、我々の意見を反映させるため、それは逆に言えば自分たちの権利を守るためでもあり、むしろ義務ではないかと思います。私は、もともと野次馬根性的なものがありましたから、すごくやってみたかった部分なのですが、私の場合名前を名乗っても構いませんし、自分にもよかったよというのを広報していきたいなと思っています。60人の職場の集団ですが、裁判官の方に来ていただいて裁判員制度の研修会をやっていただきまして、今回また仕事が変わったので、広めていきたいなとは思っています。

2番

まだ裁判員裁判に参加することが皆さんボランティアで、無償だと思われる方がとても多いのと、私の上司も「そんなに休んで、パートじゃん、お給料どうすんのって、うち出せないよ。」というようなことを先に言われましたので、「いただけるそうです。」というようなことを言いました。同級生にも「裁判員やったよ。」と言う

と、「時間とれないじゃん。」「お金どうする。」「お金出る。」っていうところから始まりましたので、やはり私も知らないで来ましたが、本当に10年たっても何も知らない人がいると思います。自分がやってみると随分違うなと思いました。それに1日ずっと出る日と出ない日というのもあるということがあったので、それもやはりシフトの方は抜けるのが大変だろうなと残念ながら思いました。長かったら長いなりに、短ければ短いなりに、それが予定を立てたのに外れたら、休暇になってしまうというようなことも言う方が中にはおりますので、そういう感じの仕事の方のお休みというのもあるのかなと思いました。

1 番

私は、この制度ができて10周年というのは先日知りました。確かに振り返ると、裁判員の制度というのができて、「そうだ、10年になるんだ。」と思いましたが、それで記事を見る限り、なかなかその裁判員の手を挙げてくれる人というのは少ないということでした。それから、あとはその制度そのものの認知度が非常に低いということでした。言ってみれば、その裁判員制度を作った目的は、確かに一番の目的というのは推して知るべしですが、もう一つ、やはりこういった事件を減らしていこうという目的があったはずだと、あるに違いないと思いました。そうすると、これをどういうふうな形で知らせるのかというのは、実は日本国憲法という、いろいろ今論議され始めてから数年たつんですが、自分で見てもよくわからなくて、そうしたら赤塚不二夫のバカボンの「日本国憲法」なのだ！という本が出ているのを知って、それを読んで、なるほどこれが日本国憲法なんだという認識を実は持ちました。果たしてその告知をするのに、漫画がいいのか、ドラマがいいのかという手法はともかく、ただ今の日本の政治の、一か月前に統一地方選挙がありました。あの選挙の投票率を見ても、果たしてそういう社会参加というのが本当にみんな真剣に考えているのかなというのが甚だ疑問であります。ですから、何もこの制度のみならず、どういうふうな形で私たち一人一人が国民の一員として、一言で言えば、よりいい国づくりをするために、どういうふうな形でいろいろなところに参加をしたらいいの

か、参加しなければいけないのかというところをもう一度掘り下げて、もう少し何か違った手法を取り入れることによって、この制度そのものがもっと活性化するのではないかなというふうに思います。最後に、先ほど傍聴の話がちょっとありましたけれど、事件によっては、それこそ数十倍とか数百倍という傍聴券を求める人がいるにもかかわらず、その人たちに、「あなた裁判員になったらどうしますか。」と言うと、「いや、そんなの知らないよ。」という結果が恐らく何か見えているような気がします。ですから、何かもっと皆さんの英知を絞ってこの制度を広め、そして幾らかでもこういった事件が減るような、10年前と比べてその事件率というのは私はわかりませんが、減っていればいいですが、増えているとしたら、「何だ、そういうことなのか。」というようなことにもなりかねないようなことだと思いますので、ぜひ皆さんの英知を絞っていただければと思います。

司会者

それでは、これから裁判員となる方へのメッセージを一言ずつお伺いしたいと思います。

1 番

本音を言うと、日当を1万円台に乗せていただくといいと思います。私は別に、欲しいとかというのではなくて、何か8000円と1万5000円じゃ全然違うかなという気がしました。

5 番

先ほども話しましたが、凶悪事件などで大変かとは思いますが、選ばれたら、自分の本当の率直な意見を言うことが大事だと思います。裁判官の方、それぞれの方がいろいろフォローしてくれますので、率直な意見を述べて、まず参加してみたら本当に違う感想というか、思いが、新しい経験ができて、それが大事かと思っています。

6 番

「あまりびびらずにというか、怖がらずにやってみたらいいよというふうに、きっといいことあるよ。」というふうに伝えたいなと思います。

7番

裁判は、人の人生を左右する重いものであり、裁判員になると不安を感じるというのが正直なところだと思いますが、裁判の内容等について国民の意見、考えを反映させるため、勇気を持って参加してもらえればと思います。

4番

とにかく1回選ばれてしまったら、経験してみてください、それしかないです。

3番

同じような形で、大丈夫だから、やってみなというところですが。今でも鮮明に覚えています。國井部総括判事の「人が人を裁くのではない。法律が事件を判断するんだ。」という言葉に私はすごくすとんと落ちて、気持ちがとても楽になったのを覚えています。「大丈夫だから、やってみな。」と言いたいです。

2番

言葉悪いですが、「ど素人でもウエルカム」だと思います。

司会者

それでは、法曹関係者からの御意見、コメントをいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

検察官

検察官も弁護士も裁判員の選任手続から参加させていただいて、実際選ばれなかった方々の事情とかも我々も拝見する場面もあります。やっぱり皆さん本当にお忙しい中、何とか仕事の都合をつけて参加されている方が大半の方だと思います。そういったお忙しい中、何とか都合をつけて皆さん参加されている方々ですので、検察官として言えることとしては、先ほどと重複しますが、実際そこで選ばれた方に対しては、特に審理において、せっかく参加いただいているので、わかりやすく、適切な判断をして、いい経験をしたなと思っていただけるような公判の進行、審理、そういったものに向けて努力していきたいと思っています。

弁護士

御指摘がたくさんあって、大変勉強になりました。裁判員裁判の目的の一つに、国民の司法に対する理解を深めるというのがありまして、理解が深まった結果、例えば犯罪が減るという結論になれば、これはこれでとってもいいこと、みんな喜ぶことでありまして、そういう面は実は結構あるのではないかと思います。対象事件は、導入前に比べれば、明らかに減っていますので、そういう点ではこういう経験を広めていただくということはとても価値があることだと思います。すごく今日それを感じました。それから、もう一つ、素人の感覚で、果たしてプロの、いわば百戦錬磨の裁判官と対等に議論ができるのかというところは制度導入前から疑問としてはあったところでしたが、話を聞いていると、皆さんきちんと理解して、大変な責任感を持って参加されたということがよくわかりました。そういう点では、大変心強い思いはしました。

裁判官

今日は、いろいろ率直な御意見をいただきましてありがとうございます。10年経つわけですが、我々今日のテーマにもなっていました、よりわかりやすい審理、それから皆さんが率直に意見を言いやすい評議というのを目指していろいろ努力はしているところですが、まだまだ我々として改善していかなければいけない点というのはあるなという感じがしました。それと、今日の皆さんのお話からも改めて思いましたが、皆さん経験されて、それなりの感想を持たれたということですが、経験されていない人がこの裁判員制度というものを、まだ、どういうこと、どういうふうにやっているのかというのをちゃんと知ってもらっていないというところがやっぱり一つ大きな問題なのかなという感じもしました。そこら辺どういうふうにかから、この先10年またどうしていくのかというのは我々また考えていきたいと思えます。

司会者

わかりやすい審理のところでは、わかりにくかったという意見があまり出なかったというところ自体がすごく進歩があるところで、もちろん裁判官、検察官、弁護

士、いずれも努力しなければならないところはまだ残っていると思いますが、審理のところでも今回それほど、ここはわかりにくかったという苦言が少なかったということはある程度いい方向に動いているのではないかなと思います。評議につきまして、やっぱりチームという言葉が皆さんからたくさん出てきまして、チームをつくることの重要性について改めて実感いたしました。それから、より多くの方に参加していただくための方策ですが、やはり広報の重要性ということ、それによって心理的負担も下がっていくところがあると思います。また、皆さんのお話を伺っていると、裁判员裁判を経験するとテレビや新聞をよく読むようになるということでしたので、マスコミの方には是非よろしくお願ひしたいと思います。それから、これから裁判员となる方へのメッセージとして、「ど素人でもウエルカム」という一言キャッチフレーズなどもいただきました。どうもありがとうございました。

次に記者の方からの御質問を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

東京新聞

お聞きしたいのは2点でございます。まず1つ目が、改めて裁判员になって、経験をされての感想を一言いただきたいと思います。それからもう一つは、この経験された中で難しかった点がありましたら、お聞かせください。

2番

裁判员になってからの感想は、やはり裁判员裁判の記事などはよく気にかけるようになりましたし、人にお伝えするようにしました。私は、「裁判员やったんだよ。」ということをおの人に知らせ、聞かれたことにはわかる範囲で答えることにより、協力になるかなと思います。難しかった点は、私の裁判のときは、相手の方が亡くなっている上に、被告人は、お酒に酔っていたため、ほとんど覚えていないことでした。推測ではいけないと伺ったので、証人の方がこういうふうにおっしゃっていたという証拠を本当に皆さんでお話して、事実だけを追いながら進めました。

3番

簡潔に感想を言うと、自分を成長させてもらったということです。難しいことは、

本当に裁判官の方，また検察官の方，弁護人の方の御努力で，特にありませんでした。

4 番

裁判員になった後ですが，新聞の記事にこんなにたくさんの刑事事件があるのかなと身にしみました。難しかったことは，最後にマルかバツだけを，どちらかをつけること，自分で判断しなければならなかったというところです。

7 番

裁判の仕組みがどういうものなのかが実際に経験してよくわかりました。難しかったことは，被告人の精神障害をどう判断するとか，そういう専門的なことについて非常に難しいなと思いました。

6 番

裁判員をやって，裁判に興味を持つようになりました。難しかったのは，評決の意見を言うときに，先ほども言いましたが，被害者がある事件ですので，また女性が被害者という事件で，娘を持つ父親の立場という思いが被害者意識のほうに寄ってしまいそうになり，きちんと判断をするというふうに持っていくのがちょっと難しいなと感じる部分もありました。

5 番

まず，やっぱり経験させていただいてよかったなと思っています。次に，難しかった点ですが，いろいろ気を使っただいて，あまりなかったと思います。あえて思い出すと，裁判員裁判に参加して，結局最終的にはその過程の中で判決を出さなければいけないわけですが，どういう判決を出したらいいかということで肩に重荷を感じてしまいました。ただ，そのときに，審理の途中で，量刑データシステムにより，こういう事件は，量刑が何年という目安を示していただいて，この中で自分が判断すればいいというのを教えていただいて，すごく助かった覚えがあります。

1 番

良かったことは，自分に多くの知識が身についたことです。それと，良かったこと

か悪かったことかはちょっとわかりませんが、家族が非常にいろいろな問題に対して興味を持つようになって、夜遅くまで一つの事件などについて論議をして、夜を徹してやるようになりました。これは、私にとっては大きな弊害かなというふうに思います。難しかったことは、量刑の決定です。これは、先ほど御意見があったように、確かに法律が決定することではありますが、ただ自分がこうだと思ったことについて、決定する過程がものすごく難しかったということです。

上毛新聞

貴重な御経験をされた裁判員の方に2つのテーマから質問をさせていただきたいと思います。まず、いわゆる刺激証拠の問題についてお伺いしたいと思います。市民が重大な刑事事件にかかわるということで、普段は見ることのない、例えば御遺体の写真とか凄惨な現場写真を見るケースが当然出てくるかと思えます。その中で精神的な不調を訴えた方もいます。全国の地裁においても対応が分かれています、一部ではイラストを認めたりとか、いろいろ工夫が進んでいますが、ただ一方で検察側とか御遺族の方、被害者側から反発もあるということもあります。そういう中で、裁判員を経験された方は、そうした証拠をしっかりと見るべきかどうか。その辺の御感想をお伺いしたいと思います。また、そのような証拠が出てきた場合、裁判所にどういう取組を求めるかということについても是非お伺いしたいと思います。

司会者

そういう感情を刺激するような証拠について、皆さんはどう思われるか、あるいはそういう証拠について裁判所としてどんなふうにしたらよいかということについてのお話です。恐らく、まずそもそも自分の裁判員裁判でそういう証拠を見たかどうかという点から分かれてくると思いますが、御自身が体験された事件でも見るとちょっと感情的に落ち着かないような証拠があったかどうかという点、なかったとした場合には、もしそういう証拠が出てきたら自分ならどうするか、あるいは裁判所にどういう取組を求めるかというところをお伺いしたいと思います。

3番

ふん尿まみれで低体温症で亡くなったという現場の写真がありましたが、色がついておらず、あとパンツの写真などもありましたが、配慮されていると感じました。それから、遺体の写真がありましたが、あっという間に消えてしまいました。こればかりは、不特定多数の方を呼んでいるので、それぞれの個人の耐えられる、耐えられないのは、これは仕方がないと思います。その中で、耐えられない方は、やっぱり見ないというのもありうると思います。それで、その上で、そこまで出てきた証拠をもって判断するしかないと思います。私は、見ても大丈夫でしたが、当然苦手な方もいらっしゃるでしょうし、その場合、そこを避けても、その個人の判断というのははっきりできるのではないかと考えます。

2番

私たちのときは、遺体の写真はありました。ただ、殴られていたので、血だとか、そういったものがなかったと思います。もう痣だとか、傷だとか、そういったものは審理を進めていくために見ているので、そこまで真剣に嫌だっと思うよりも、あそこに傷がある、ここに殴られたような圧迫された跡があるというのを真剣に見ていると、嫌だ目を伏せるというような方はおられなかったと思います。私も真剣に見ましたので、つらいという感情が残っていないと思います。

1番

私は、たとえどういようなことがあっても見るべきだと思います。ただ、それを他の方にそうしたほうがいいですよということまでは、残念ながら、いや、絶対そうしなければだめですよということは私は伝えることはできないと思います。それは、何よりも、やはり被害者という立場になると、確認をしなければいけない事項の一つだと思います。

5番

私が担当した事件では、特にそういう写真はなかったです。刺激のある写真が審理にとって重要な証拠であれば、基本的には見るべきだと思います。ただ、人によってさまざまなので、ちょっとその映像はきついと考えられる方は、見ない選択肢も

必要かと思います。その上で、とりあえず大丈夫ということで見たら、調子悪くなる場合もあるので、そのフォロー体制も必要かと思います。

6番

私が担当した裁判もそういう凄惨な現場という証拠はなかったですが、ただいせつ行為を映した遠目の動画があり、女性の方が見た場合、もしかすると嫌な気持ちを抱く人もいるのかなと思いましたが、特にそういった反応はなかったです。証拠として必要であれば、出されると思いますし、不必要なものは多分裁判所の方である程度見せないような配慮もしていただいていると思うので、出された証拠については可能な限り見る必要があると思いますし、また、皆さんがおっしゃったように見ないという選択肢があってもいいと思います。あと、裁判員になったときに裁判所から具合が悪くなったら連絡できるサポート体制のお知らせをしていただいたので、少し安心しました。

7番

首を絞められたことによる両眼結膜下出血による傷害ということで、資料的にはそんな生々しいものではなかったもので、正直良かったなと思っております。裁判する上では証拠として重要なものということはあると思いますが、その辺のフォローというのがやっぱり大切ではないかと考えます。

4番

やはり証拠として出されたものでありますから、たくさんの人の目で見るといいと思います。そのとき、ちょっと嫌だなとかいうのがあっても、裁判官が言葉でフォローもしてくれると思いますので、大丈夫だと思います。

上毛新聞

守秘義務に関して皆さんにお伺いしたいと思います。評議の秘密と評議以外の職務上知った秘密、例えば、誰が出ているとか、裁判員の名前とか、そういうことは外に漏らしてはならないということで裁判員法で決まっております、秘密を漏らした場合の罰則も規定されています。今日のお話にもありましたように経験を広めたいと

いう希望もありますが、評議の内容と単純な感想の線引きが難しく、守秘義務がその経験を広める壁になっているのではないかと御指摘もあります。そういう中で、守秘義務に関して家族や友人に評議の内容を誰にも話せないということについてどう考えるか、また、何か改善すべき点があれば、こういうところを改善したほうがいいのか、部分的に解除したほうが良いのではないかと御意見、御感想があればお伺いしたいと思います。

4番

自分は、守秘義務はあってもいいと思います。ただ、家族ぐらいには、今日こんなだったかなぐらいの話はしてもいいのではないかなと思います。

3番

守秘義務についても非常にわかりやすい説明があって、なぜ守秘義務なのかという説明が終わったときにありました。それは、次に裁判員になる方が物が言えなくならないようにするためですという話がありました。これは話していい、悪いという自分の中の判断がつきやすかったです。

2番

思っていたよりも、裁判に関わっていることが守秘義務の対象にならないということがわかりましたので、裁判員裁判に関しては私たちが最初思っていたよりも守秘義務を守るものが割と少ないなと感じました。裁判で出て、新聞に載ったようなことは守秘義務の範疇から超えているということでした。それを聞いてから気が楽になりましたし、それが最初からわかっていたらもうちょっと気が楽だったであろうと思いながら家に着きました。子供たちにも、聞かれたことで言える範囲のことはしゃべりました。

1番

私は、今のままでいいと思います。普通に情報として流れていって、それがそのルールの範囲を超えなければ、それでいいかなと思います。

5番

私も、先ほども言いましたが、裁判員の身を守るために守秘義務は必要かと思えます。特に評議の内容は守秘義務が最大限なされるべきと思いました。仮にもし多少この辺は公開してもいいとなった場合に、私個人としては、言っては悪いことを言ってしまうのが怖いので、今のままの守秘義務でいいと思えますし、守秘義務は必要だと思えます。

6番

私も、先ほど2番の方がおっしゃったように、最初に裁判官の方から、新聞に出たこととか、公判で出たことは守秘義務に当たらないよという説明をいただけたので、とても気が楽になった覚えがあります。逆に、評議の中身が伝えられなくても、その裁判員制度を広める、皆さんに周知する上では公判のこととか、そういったことを伝えるだけでも十分周知の効果があるのかなと思えますので、守るべきところは守っていく必要があると思えます。

7番

やはり私も守秘義務は必要だと思えます。裁判の内容については、皆さんおっしゃっているように新聞に詳しく載せていただいておりますので、それ以上聞かれることもないので、問題ないと思えます。

読売新聞

私も刺激証拠についてお伺いします。皆さん見るべきだという意見が大多数でしたが、実際に御自身が見られた方の中で、事実を確認したり、もしくは量刑を決める上で、例えば刺さり具合をしっかりと確認できたなど、こういうところに役立ったということがありましたら教えていただきたいと思えます。

3番

我々が判断するのに非常に十分な証拠が提供されるので、私の印象としては、その刺激証拠は普通に見ましたが、本当に一部分の気がします。その刺激証拠を見たから、今までの自分の判断がどうだったか、自分が意見を言ったときに、その証拠によって変化したという気持ちはないです。本当に一つ一つの証拠を全員で洗って

く作業は、すごくミクロな作業で本当大変でした。そのミクロな作業の結果の判決が懲役5年6月というマクロの結果になり、印象的にはその写真は本当に一部の証拠にすぎないという感じです。ですから、刺激証拠以外だけでも十分な判断ができるのではないかという気がします。

2番

亡くなられた方の体じゅうに大きな穴跡、ひっかき傷のようなものがあり、それは見ました。また、被告人にもひっかき傷がたくさんございましたので、それを両方見て、全く受け身の状態ではないということをその証拠の写真で判断しました。その写真の傷を見て、ちゃんと判断する材料になったと思います。もう被告人については、時間が経っていましたし、生きているので、傷はもう治っていましたが、そのときの写真がちゃんと残されていたので確認できました。亡くなった方については、これは死後にはできない傷という説明があり、両方の写真を拝見しました。

1番

傷はなかったですけど、私は今の御質問からすると、刃渡り二十数センチの血痕のついた凶器の現物を見たときに大きな気持ちの動きがありました。プラスチックのケースに入っている現物を見て確信しました。恐らく、参加された裁判員の皆さん、みんな同じだったのではないかと思います。どっち向きで持っていたとか、刃がどっちなのかというような幾つかそういった論議がありましたけど、でもこれで上向きになっている被害者を一突きしたという紛れもない事実というのがそこではっきりしたということです。

7番

タオルで首を絞めたので、刺すとか、そういうことはなかったもので、先ほどもお話ししたとおり、目が充血したような写真を見ました。ただ、それも大分たってからの話ということであって、そんな生々しいものではなかったというのがあります。

読売新聞

細かい点ですが、4番さんと5番さんが扱った事件の罪名を教えていただけない

でしょうか。

司会者

4 番の方の担当された事件は、強盗・強制性交等という罪です。それから、5 番の方は、現住建造物等放火罪です。

それでは、そろそろ時間になりましたので、ここで質問を締め切らせていただきます。これで本日の特別意見交換会を終えたいと思いますが、最後に主催者である相澤所長から本日の感想と皆様にお礼を申し上げたいと思います。

主催者

ありがとうございました。裁判員経験者の皆様、実際の裁判員裁判のみならず、この意見交換会にもおいでいただき、誠にありがとうございます。非常に真摯に取り組まれ、またその経験をマスコミの方々にお伝えする機会を設けていただきまして、本当にありがとうございました。裁判員裁判につきましては、先ほど冒頭にも申しましたように、この10年間、運用自体は比較的順調だというふうに言われております。裁判員を経験された皆様方におかれましても、経験してよかったと言われる方が非常に多くいらっしゃいまして、この10年間の法曹三者の取り組みにはそれなりの成果があったかと思えますし、また、何よりも裁判員、そして国民の皆様方の御理解、御協力があればこそだというふうに思っております。他方、この10年間多くの裁判員裁判事件が行われ、実際に裁判員を経験された方が相当数全国にいらっしゃるにもかかわらず、報道されているように参加意欲、関心が低下傾向であるということは、まことに懸念すべき状況であります。最高裁をはじめとする全国各地の裁判所は、地道な広報活動を行うということに力を注いでいるわけですが、当庁におきましても、法曹三者一丸となった改善を進めていくとともに、引き続き広報活動に力を入れてまいりたいと思います。その節は、裁判員裁判を経験された方として御協力いただける方には御協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また、本日マスコミ各社の皆様方も御参加いただきましてありがとうございました。広報活動につきまして、また引き続き御協力を賜りた

と思います。よろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

司会者

皆さん、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。これからの裁判員制度の運営等に当たり参考になる意見をたくさん伺うことができましたので、今後に生かしていきたいと思っております。また、重ねてのお願いになりますが、皆さんの御経験を職場や身近な方々にお話しいただきまして、県民の皆様により深い御理解と御協力が得られますよう皆様にはお力添えいただければと思います。では、以上をもちまして裁判員制度10周年の裁判員経験者による特別意見交換会を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。